

業務部速報



No. 88

発行 25. 12. 17

JR東労組 業務部

「企業型確定拠出年金の導入」を実施ありきで労使議論を戻ろにして 申10号 一方的に進めてくる経営姿勢をただす緊急申し入れ 提出！

JR東労組は、5月7日に「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案を受け、これまで団体交渉を積み重ね、11月16日には「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について【組織の見直しについて】」に関する議事録確認を締結してきました。

以降、申5号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する申し入れ(その2)において、「人事・賃金制度」についてもこれまでスケジュール感をもって精力的に団体交渉を行ってきましたが、非常にタイトなスケジュールになっている現実です。

この間の労使議論の経過を踏まえて、労使の合意形成を行い、議事録確認の締結を経て、施策実施に向けての準備を行うと労使で認識を合わせながら労使議論を行ってきました。

12月17日、企業型確定拠出年金の導入について、団体交渉の前に会社から「組合からの問題意識を団体交渉で述べ、具体的な提起があれば会社は拒むことはない」と回答を受け、申5号の一部である【企業型確定拠出年金の導入】について団体交渉を行い、【企業型確定拠出年金の導入】に特化した労使の合意文書を締結することを労使で一致してきました。

しかし、その後会社から「伝え漏れた」との理由で前段の労使議論が覆され、予定していた団体交渉の席に着くことができませんでした。このような労使議論を覆す行為はJR東労組として許すことはできません。

したがって、施策実施に向けた労使議論の重要性を改めて労使の共通認識とし、労使対等の原則に基づいた真摯かつ建設的な議論をつくり出すために申し入れます！



【申し入れ項目】

1. 施策実施ありきではなく、労使議論の重要性と労使の議論経過を踏まえたうえで施策を実施すること。
2. 企業型確定拠出年金への移換額の移行係数について見直すこと。
3. 企業型確定拠出年金の毎月の拠出金については、等級による拠出金の格差を是正し、勤続年数を反映した拠出金とすること。
4. 退職手当の廃止に伴い、早期退職者に対しては、特別加算金制度に準じて支給すること。
5. 企業型確定拠出年金については、不明点が多く、運用方法やリスク管理に関する教育・サポート体制の観点から説明会を毎年開催すること。